

◇IASB からの報告◇

## 適用後レビュー IFRS 第 16 号「リース」

IASB テクニカル・フェロー 牧野 めぐみ

### 1. はじめに

2019 年から企業会計基準委員会への 4 年間の出向を経て、2023 年 4 月より国際会計基準審議会（IASB）においてテクニカル・フェローとして 3 年間業務を実施いたしました。この度、任期を満了し 2026 年 3 月に帰任いたしました。本稿では筆者が担当していた適用後レビュー「IFRS 第 16 号『リース』」（本プロジェクト）について報告します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りいたします。

### 2. 本プロジェクトの状況

IASB は、2024 年 6 月に本プロジェクトを開始し、2025 年 6 月に「情報要請」を公表し、IFRS 第 16 号がその開発時に IASB が意図したとおりに機能しているかどうかについて、広く意見を求めた。情報要請のコメント期間は 2025 年 10 月に締め切られ、現在は、情報要請に寄せられたコメント・レター及びこれまでに実施されたアウトリーチで聞かれた意見に基づき、本適用後レビューで識別した事項について IASB が何らかの対応を取るべきかどうかについて議論している。

IASB 会議での議論は、情報要請における次の質問に沿って行うことが予定されており、2026 年 3 月の IASB 会議では、質問 2 「借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性」及び質問 4 「借手による測定の要求事項の適用のための継続的成本」について議論が行われた。

質問 1 — IFRS 第 16 号の全体的な評価

質問 2 — 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

質問 3 — 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性

質問 4 — 借手による測定の要求事項の適用のための継続的成本

質問 5 — 将来の経過措置の改善の可能性

質問 6 — その他の事項（他の IFRS 会計基準書との関係を含む）

IFRS 第 16 号に関しては、適用上のコストが開発時に想定されていたコストに比して高かったという意見が多く寄せられており、IASB は質問 4 の借手の継続的成本に関してリサーチ・プロジェクトをプロジェクト・パイプラインに追加することを暫定的に決定した。このプロジェクトでは、財務情報の有用性に重大な影響を与えずに、借手による測定の変更事項の適用に関する継続的成本の緩和が可能かどうかをリサーチすることが想定されている。検討対象の候補としては、例えば、リース負債の再測定に関するコストや割引率の測定に関するコストへの検討が考えられている。

一方で質問 2 の借手による判断の適用については、追加の対応を行わないことが暫定的に決定された。質問 2 に対しては、例えば、借手がリース期間を決定する際に行う判断により企業間の比較可能性が損なわれる可能性に対して、追加の開示を求めることや追加のガイダンスを作成すること等が利害関係者から提案されていた。これらについては、追加の開示要求による追加コストや追加のガイダンスの提供によりもたらされる便益とコストとの関係等を総合的に検討した結果、追加の対応を行わないことが暫定決定された。

各質問項目に対して IASB が追加の検討を行うかどうかの議論は、今後も継続される。本プロジェクトはプロジェクト・サマリーを公表することで終了するが、サマリーの公表は、2026 年の後半が予定されている。例えば、上述の継続的成本に関するリサーチ・プロジェクト等は本適用後レビューのプロジェクトが終了後に別途開始時期が決定されることとなる。

### 最後に

2023 年から 3 年間、ロンドンの IASB で貴重な体験をさせていただきました。IASB は様々な国からのスタッフが集まっており非常に多様性のある組織です。しかしながら、すべてのスタッフがお互いの文化を超えて気遣い合うことができる、人に恵まれた職場でした。ヨーロッパの文化なのかと思いますが、バケーションをきちんと取る文化については、やはり羨ましく感じました。このような貴重な経験をさせていただけたこと、この場を借りて、心より感謝申し上げます。